

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 高浜市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	56.7 %
全職員	57.3 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	94.2 %
本庁課長補佐相当職	101.2 %
本庁係長相当職	91.1 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	63.2 %
31～35年	85.9 %
26～30年	80.9 %
21～25年	83.7 %
16～20年	80.4 %
11～15年	87.4 %
6～10年	91.6 %
1～5年	92.9 %

【説明欄】

- ・ 2. 「任期の定めのない常勤職員」の(1)「本庁部局長・次長相当職」欄について、一方の性別の該当者が存在しないため記載なし。
- ・ 育児休業者等を除いた割合で算出している。
- ・ 任期の定めのない常勤職員以外の職員について、報酬形態が時給で勤務日数が一定数を超えていない者は集計の対象外としている。
- ・ 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」には、再任用職員・任期付職員(特定任期付き含む)・会計年度任用職員を含んでいる。
- ・ 2. 「任期の定めのない常勤職員」の(2) 勤続年数別の36年以上の数値が低いのは、女性側に定年に伴う給料7割支給者が多くいるため。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1日目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。